

# 第7回 美郷町農業委員会議事録

開催年月日 令和3年7月29日

出席者	1. 若杉伸児 2. 森田正春 3. 藤田博文 4. 田野敏広 5. 中田辰美 6. 林田寿利 7. 柳田隆喜 8. 甲斐奉文 9. 黒木謙志 10. 菊池勇夫 <del>11. 富井保徳</del> 12. 黒木良昭 13. 藤本政嗣 14. 中谷茂己
議事録署名人	13番 藤本 政嗣 委員 14番 中谷 茂己 委員
開催時間	開会 AM 10:00 ~ 閉会
発言者	内 容
局長	<p>ご起立をお願いします。</p> <p>ただ今から、令和3年第7回美郷町農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>一同、礼。</p> <p>お座りください。</p> <p>本日は、11番富井保徳委員より欠席の届出が出ております。ただ今の出席委員は13名であります。よって本日の総会は成立いたします。会長挨拶の後、美郷町農業委員会規則によりまして、会長が議長となり議事進行を行います。</p> <p>それでは会長、よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>&lt;挨拶&gt;</p> <p>それでは日程表に従いまして、令和3年第7回総会を進行していきます。</p> <p>日程第1、本日の議事録署名委員の指名をいたします。13番藤本政嗣委員、14番中谷茂己委員、よろしくをお願いします。</p> <p>続いて日程第2、会期の日程は、令和3年7月29日、本日1日といたしますがよろしいですか。</p> <p>&lt;異議なし&gt;</p> <p>異議なしと認め、会期は本日1日と決定します。</p> <p>それでは日程第3、議案審議に移ります。</p> <p>議案第23号、農地法第3条の規定による許可申請について、事務局の提案理由説明を求めます。</p>
局長	2ページをお開きください。議案第23号、農地法第3条の規定による許可申請

について。農地法第 3 条の規定による賃貸借の許可申請があったので、承認を求める。令和 3 年 7 月 29 日提出、美郷町農業委員会会長 林田寿利。次のページが対象農用地の位置図であります。受付番号は 62 番と 63 番の 2 件となっております。詳細は担当がご説明いたします。

事務局員

4 ページをお開きください。受付番号は 62 番です。申請人の譲受人が、美郷町南郷上渡川の 65 歳の方。譲渡人が、美郷町南郷上渡川の 65 歳の方です。申請地は、南郷上渡川字鶴野、田 1 筆、876 m<sup>2</sup>であります。申請理由は賃貸借の設定。利用計画は水稲となっております。契約内容は、申請書明細のとおりです。譲受人の経営ですが、自作地のみ 6,842 m<sup>2</sup>。家畜はありません。家族総数 2 名の労力 2 名となっております。5 ページが地籍集成図になります。本案件は、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないため、許可相当と考えます。以上です。

議長

地区担当委員の説明をお願いします。

若杉委員

1 番、若杉です。まず譲受人ですが、林業の傍ら約 70a の水稲を作付けしていますが、原木椎茸の栽培も行っています。自分の農業の傍ら、高齢者や農業用機械を持っていない小規模な農家の方の、田越しや畦塗り等の農作業を積極的に行ってくれています。この地区の農業に関しては中心的な存在であります。譲渡人は、同地区にある渡川神社の宮司であります。普段は神門地区で居酒屋を営んでいます。また家族で郵便配達の業務を行っていて、農作業に関しては労働力不足で手が回らない状態です。水稲を 40a 程作っていますが、田植えから稲刈りまで地元のライスセンターに委託しています。農業用機械も所有していないため、自家消費分と店で使う分の米があればいいということで、作ってくれる人を探していたようです。申請人は同地区で同級生であることから、お互いに話が出来たようです。譲渡人に契約内容を確認したところ、年齢的なこともあり期間は 5 年間の設定になっていますが、譲受人が作ってもらえる間はずっと作ってもらっていいということでした。そのようなことから、問題のない案件かと思われます。ご審議よろしくをお願いします。

議長

説明が終わりましたので審議に入ります。受付番号 62 番について質疑のある方は挙手をお願いします。

<なし>

無いようですので採決に移ります。受付番号 62 番に賛成の方の挙手を求めます。

<全員、挙手>

ありがとうございます。全員挙手で、本案件は原案通り可決いたしました。

続きまして、受付番号 63 番の説明をお願いします。

事務局員

6 ページをお開きください。受付番号は 63 番です。申請人の譲受人が、美郷町西郷田代の 66 歳の方。譲渡人が、美郷町西郷田代の 86 歳の方です。申請地は、西郷田代字古城、田 10 筆、5,461 m<sup>2</sup>であります。申請理由は、賃貸借の設定。利用計画は水稲となっています。契約内容は、申請書明細のとおりであります。譲受人の経営ですが、自作地・借入地あわせて 15,951 m<sup>2</sup>。家畜はありません。家族総数 1 名の労力 1 名となっております。本申請地については、合意解約の報告がありますので後ほど説明いたします。7 ページが地籍集成図になります。本案件は、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないため、許可相当と考えます。以上です。

議長

地区担当委員の説明をお願いします。

黒木委員

12 番、黒木です。申請人双方には確認が取れております。内容につきましては、只今説明があったとおりです。特に大きな問題はないと考えております。ご審議よろしくをお願いします。

議長

説明が終わりましたので審議に入ります。受付番号 63 番について質疑のある方は挙手をお願いします。

<なし>

無いようですので採決に移ります。受付番号 63 番に賛成の方の挙手を求めます。

<全員、挙手>

ありがとうございます。全員挙手で、本案件は原案通り可決いたしました。

続きまして、議案第 24 号、農地法第 5 条の規定による許可申請について、事務局の提案理由説明を求めます。

局長

8 ページをお開きください。議案第 24 号、農地法第 5 条の規定による許可申請について。農地法第 5 条の規定による農地転用の許可申請があったので、承認を求める。令和 3 年 7 月 29 日提出、美郷町農業委員会会長 林田寿利。次のページが対象農用地の位置図であります。受付番号は 64 番の 1 件のみとなっております。詳細は担当がご説明いたします。

事務局員

10 ページをお開きください。受付番号は 64 番です。申請人の譲受人は、美郷町南郷水清谷の 47 歳の方。譲渡人は、日向農業協同組合です。申請地は、南郷神門字下仮屋、田 2 筆、1,172 m<sup>2</sup>であります。申請理由は、申請地は昭和 50 年頃か

ら製茶工場用地として利用しており、売買の際に農地転用の手続きがされていないことが判明したため、今回の追認申請となったということです。転用後の用途は宅地。契約内容は、申請書明細のとおりです。転用の時期は、着手が昭和 50 年頃からの永年間となります。11 ページが地籍集成図、12 ページが始末書、13 ページが土地利用図、14 ページが現況写真となります。申請地は 10ha.以上の農地の広がりのある第 1 種農地に該当しますが、3 戸以上の住宅と接続していることから、立地基準を満たすこととなります。また始末書も提出されていることから、追認やむなしと考えます。以上です。

議長

地区担当委員の説明をお願いします。

中谷委員

14 番、中谷です。譲受人に話を聞いてきました。1 年ほど前から売買の話がありまして、うち 2 筆が農地として残っていたということです。購入した建物については、農業用倉庫として使用すると聞いております。譲受人は認定農業者としてがんばっておりますので、ご審議よろしくをお願いします。

議長

説明が終わりましたので審議に入ります。受付番号 64 番について質疑のある方は挙手をお願いします。

<なし>

無いようですので採決に移ります。受付番号 64 番に賛成の方の挙手を求めます。

<全員、挙手>

ありがとうございます。全員挙手で、本案件は原案通り可決いたしました。

続きまして、議案第 25 号、農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定について、事務局の提案理由説明を求めます。

局長

15 ページをお開きください。議案第 25 号、農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定について。農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の提出があったので、承認を求める。令和 3 年 7 月 29 日提出、美郷町農業委員会会長 林田寿利。次のページが対象農用地の位置図であります。受付番号は 65 番と 66 番の 2 件となっております。詳細は担当がご説明いたします。

事務局員

17 ページをお開きください。受付番号は 65 番です。利用権の設定を受ける者が、美郷町西郷田代の 59 歳の方。利用権を設定する者が、美郷町西郷田代の 66 歳の方です。利用権を設定する土地は、西郷田代字飛渡、畑 1 筆、561 m<sup>2</sup>のうちの 430 m<sup>2</sup>であります。利用権の設定に伴う事項は、申請書明細のとおりです。利

用権の設定を受ける者の経営状況ですが、自作地・小作地あわせて 72,511 m<sup>2</sup>。家族総数 2 名の労力 2 名となっております。利用権設定区分は新規となります。18 ページが地籍集成図になります。本案件は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているため、許可相当と考えます。以上です。

議長

地区担当委員の説明をお願いします。

甲斐委員

8 番、甲斐です。富井委員の担当地区になりますが、欠席のため代わって説明いたします。利用権設定を受ける者はご主人が 2 年前に亡くなり、現在は息子と 2 人で農業をしております。ご主人が元気なころ基盤整備をしていたところで、今度息子が利用することになり、その際きちんと届けを出したほうが良いということで今回の申請になりました。利用権を設定する者も、今まで管理してもらっていたので何も問題ないということでした。ご審議よろしくをお願いします。

議長

説明が終わりましたので審議に入ります。受付番号 65 番について質疑のある方は挙手をお願いします。

<なし>

無いようですので採決に移ります。受付番号 65 番に賛成の方の挙手を求めます。

<全員、挙手>

ありがとうございます。全員挙手で、本案件は、原案通り可決いたしました。続きまして、受付番号 66 番の説明をお願いします。

事務局員

19 ページをお開きください。受付番号は 66 番です。利用権の設定を受ける者は、延岡市の株式会社。こちらは県から認定農業者の認定を受けていて、延岡市と美郷町でも同じような認定農業者の認定を受けている法人になります。利用権を設定する者は、延岡市の 69 歳の方です。この方は、利用権の設定を受ける株式会社の代表取締役になります。利用権を設定する土地は、北郷入下字黒原、田 7 筆、9,294 m<sup>2</sup>。利用権の設定に伴う事項は、申請書明細のとおりです。利用権の設定を受ける者の経営状況ですが、自作地・借入地ともに 0 m<sup>2</sup>ですが、今回の申請面積が美郷町での経営面積となります。構成員は総数 4 名の労力 4 名。利用権設定区分は新規となります。29 ページが地籍集成図になります。本案件は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていることから、許可相当と考えます。以上です。

議長

地区担当委員の説明をお願いします

柳田委員	<p>7 番、柳田です。利用権を設定する者は、10 年以上前から本地区の農地で米を作っております。今回事務局の説明のとおり、法人の認定農業者に自分名義の農地を貸し付けることになりました。延岡では相当数の農地を利用して農業を行っており、大きなライスセンターも所有している会社だそうです。ご審議よろしくをお願いします。</p>
議長	<p>説明が終わりましたので審議に入ります。受付番号 66 番について質疑のある方は挙手をお願いします。</p> <p>&lt;なし&gt;</p> <p>無いようですので採決に移ります。受付番号 66 番に賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>&lt;全員、挙手&gt;</p> <p>ありがとうございます。全員挙手で、本案件は原案通り可決いたしました。続きまして、報告第 9 号、農地の賃貸借合意解約書について、事務局の提案理由説明を求めます。</p>
局長	<p>21 ページをお開きください。報告第 9 号、農地の賃貸借合意解約書について。農地の賃貸借合意解約書の提出があったので報告する。令和 3 年 7 月 29 日提出、美郷町農業委員会会長 林田寿利。詳細は担当がご説明いたします。</p>
事務局員	<p>22・23 ページをお開きください。本件は先程承認いただきました、受付番号 63 番の関連になります。土地の所在は、西郷田代字古城の田 5 筆です。農地法第 3 条で 3 年間の賃貸借契約が成されていましたが、新たな耕作者への貸付のため、令和 3 年 5 月 31 日をもって合意解約になりました。本合意解約は、農地法の要件を満たしているため届出を受理いたしましたので報告いたします。以上です。</p>
議長	<p>報告について、質疑のある方は挙手をお願いします。</p> <p>&lt;なし&gt;</p> <p>以上で、すべての審議を終了いたします。</p>
局長	<p>ご起立をお願いいたします。</p> <p>以上を持ちまして、令和 3 年第 7 回美郷町農業委員会総会を終了いたします。一同、礼。</p>

本会議の次第は議事録と相違ないことを証するためここに署名する。

美郷町農業委員会 会長 林田 寿利

美郷町農業委員会 委員 藤本 政嗣

美郷町農業委員会 委員 中谷 茂己

